

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

遠隔診療の取扱いにかかる通知について

平成29年9月6日

厚生労働省

遠隔診療の取扱いにかかる通知について

○規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	遠隔診療の取扱いの明確化	情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。 ・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。	平成29年度 上期検討・ 結論・措置	厚生労働省

平成29年局長通知における明確化事項（一部）

- 直接の対面診療を行うことが困難である場合として挙げている「離島、へき地の患者の場合」は例示であること。
- 遠隔診療は、直接の対面診療を行った上で行わなければならないものではないこと。
- 保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、直接の対面診療の必要性については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。
- 当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話や、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。

<参考> 医師法（昭和23年法律第201号）第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。